

## ハロゲン化物消火機器に対する表示 について（通知）

〔平成3年12月16日  
消防予第246号消防庁予防課長〕

各都道府県消防主管部長

ハロゲン化物消火薬剤の使用抑制については、「ハロゲン  
化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成3年8月16  
日付け消防予第161号、消防危第88号）

において通知したところであるが、今般、本使用抑制の一環  
として、1992年1月1日以降製造する消火器及びエアゾール  
式簡易消火具については、下記の事項を表示することとした  
ので、貴職におかれては、管下市町村に対してこの旨示達の  
うえ、よろしくご指導願いたい。

記

1. 消火器の場合

「ハロゲン化物消火器は、環境保護のため、設置場所が  
抑制されています。」

2. エアゾール式簡易消火具の場合

「ハロゲン化消火薬剤を使用するエアゾール式簡易消  
火具は、環境保護のため、設置場所が抑制されています。」